

気象警報発令時の臨時休業について

◎気象警報が発令されたとき

対象となる警報は「**暴風警報**」または「**大雨特別警報**」です。
ただし、「**泉南市**」に発令された場合に限りです。

8：45の時点で警報発令中 → 午前の事業は臨時休業とします。

12：00の時点で警報発令中 → 午後の事業は臨時休業とします。

*事業開始後に警報が発令された場合は事業を続けますが、雨や風の影響が予測される
ときには、安全に気を付けて速やかにご帰宅ください。

*臨時休業となった事業の振り替えは行いません。ご了承ください。

*警報発令の有無にかかわらず、災害発生や交通遮断等の状況により、センターの判断
で臨時休業となる場合があります。

◎地震の時

「**泉南市**」に「**震度 5 弱以上**」が観測された場合、臨時休業とします。

*翌日以降も「臨時休業」となりますが、再開については安全に事業ができることを
確認できた場合、ホームページ等にてお知らせします。

*震度 4 以下の地震であっても、センター及び地域の災害状況などにより安全確保
のために臨時休業となることがあります。